

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

小海町産業建設課(水道係)より大切なお知らせ

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して
「水道法の一部を改正する法律」が令和元年10月1日に施行されました。

令和元年10月1日より

指定給水装置工事事業者は 5年ごとの更新が必要になりました

●指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。

※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、**ダイレクトメールにて通知をします。**なお、郵便の不着や未更新の方への**再通知はいたしません。**

指定を受けた日	初回更新までの有効期間	
平成10年4月1日～平成11年3月31日	改正法施行日の前日から 1年	令和2年9月29日まで
平成11年4月1日～平成15年3月31日	〃	令和3年9月29日まで
平成15年4月1日～平成19年3月31日	〃	令和4年9月29日まで
平成19年4月1日～平成25年3月31日	〃	令和5年9月29日まで
平成25年4月1日～令和元年9月30日	〃	令和6年9月29日まで
令和元年10月1日～		指定を受けた日～5年

(注意) 指定を受けた日は、新規の指定を受けた日となります。指定事項の変更等により新たに発行した指定証に記載されている日は、指定を受けた日には該当しません。

●指定更新の要件は

新規申請と同じ**3項目**

水道法第25条の3(指定の基準)を準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

●更新申請手数料 10,000円

(小海町給水条例第32条による)

●更新申請に必要な書類

- 1 指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1)
- 2 誓約書(様式第2)
- 3 機械器具調書(別表)
- 4 <法人の場合> 定款(余白に原本証明)
登記事項証明書(コピー不可)
<個人の場合> 住民票
- 5 選任する給水装置工事主任技術者証
(**免状**又は**技術者証**等)
- 6 小海町指定給水装置工事事業者証(原本)
<給水装置工事主任技術者に変更がある場合>
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第3)

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います

事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水装置工事業を運営していることを確認

- ①指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ②指定給水装置工事事業者の業務内容
(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- ③給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- ④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎4項目確認書類(参考)

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
※自社内研修は不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

◇お問い合わせ先

小海町役場 産業建設課 水道係 TEL.0267-92-2525